

C 廃棄物処理

わが国の廃棄物の処理は『**廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）**』（1970（昭和45）年）に基づいて制定され、時代の変化とともに何度も改正されている。廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）」と同法に定義づけられている。

廃棄物は**一般廃棄物**と**産業廃棄物**に大別される。廃棄物の処理責任は一般廃棄物については市町村に、産業廃棄物については事業者となっている。産業廃棄物は事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物が定められており、それ以外のものを一般廃棄物という。このうち、爆発性、有毒性、感染性、その他の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものを**特別管理一般廃棄物**および**特別管理産業廃棄物**という（図5-11）。

感染性廃棄物とは、医療機関から生じ、ヒトに感染し、もしくは感染する恐れのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物で、感染性一般廃棄物および感染性産業廃棄物に分けられる。感染性廃棄物を適正に処理するために必要な保管、収集運搬および処分に関する手順を記述した『**廃棄物処理法**』に基づく**感染性廃棄物処理マニュアル**がある。

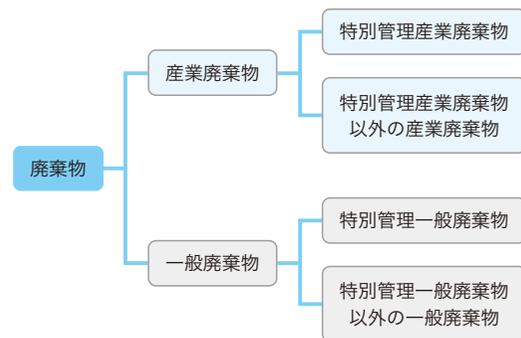


図5-11 廃棄物の分類

（全国産業廃棄物連合会：産業廃棄物ガイドブック、p.3、社団法人全国産業廃棄物連合会、2006）

1 廃棄物処理とリサイクル

廃棄物の「処理」とは、廃棄物が発生してから最終的に処分されるまでの行為、すなわち、廃棄物の「分別」、「保管」、「収集運搬」、「再生」および「処分」までの一連の行為をいう。廃棄物のうち、直接資源化されるもの、焼却、焼却以外の中間処理されるもの、直接最終処分（埋め立て）されるものがある（図5-12）。

2000（平成12）年に『**循環型社会形成推進基本法**』が制定され、排出者責任や拡大生産者責任の基本的な考え方、経済的手法などの政策手法、具体的な目標、各主体が果たすべき役割について具体的に定められた。

排出量とくに多い廃棄物や処理が困難な廃棄物については、個別製品ごとに、リサイクルの推進や適正処理を目的とした法律が制定されている。

- ① 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律〔容器包装リサイクル法、1995（平成7）年〕
- ② 特定家庭用機器再商品化法〔家電リサイクル法、1998（平成10）年〕
- ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔建設リサイクル法、2000（平成12）年〕
- ④ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律〔食品リサイクル法、2000（平成12）年〕
- ⑤ 使用済自動車の再資源化等に関する法律〔自動車リサイクル法、2002（平成14）年〕
- ⑥ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律〔小型家電リサイクル法、2012（平成25）年〕

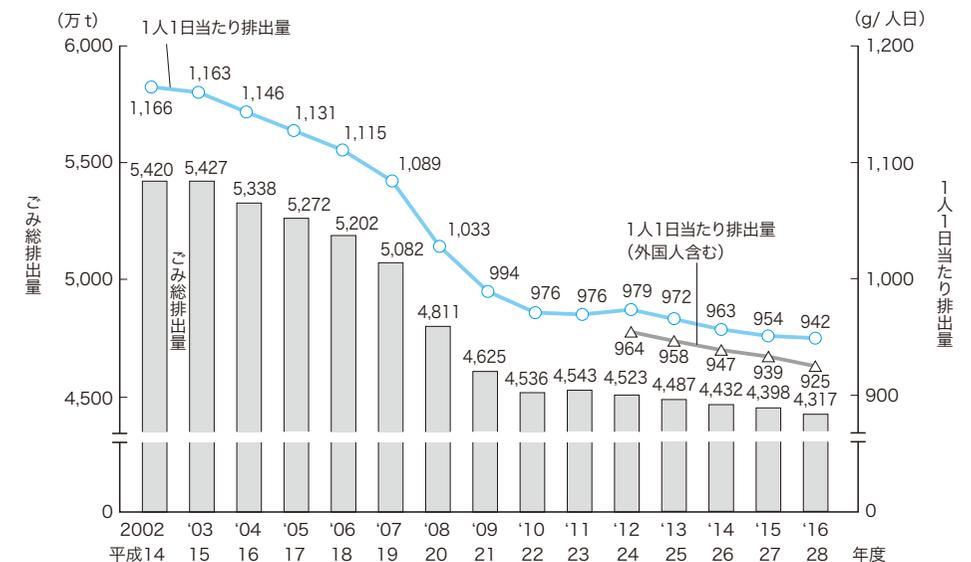


図5-12 ごみ総排出量の推移

資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

注：1）排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

平成17年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源ごみの集団回収量）」と同様とした。

2）1人1日当たりごみ排出量＝排出量合計／計画処理区域内人口÷365または366

3）平成22年度実績については、南三陸町を除く1,749市町村の集計値である。

（厚生労働統計協会 編：国民衛生の動向 2018/2019、厚生労働統計協会、2018、一部改変）